

第1回
山口市本庁舎の整備に関する検討委員会

平成27年11月5日（木）

目 次

【議事】

(1) 検討委員会について	1
(2) これまでの経緯について	5
(3) 行政機能の配置、山口市のまちづくりについて	14
(4) 本庁舎の現状・課題について	17
第2回会議について	26
その他	26
山口市本庁舎の整備に関する検討委員会設置要綱	27
山口市本庁舎の整備に関する検討委員会委員名簿	29

議事（１） 検討委員会について

1. 名 称

『山口市本庁舎の整備に関する検討委員会』（設置要綱：P27～P28）

2. 役 割

市長の諮問に応じ、本庁舎の整備の方向性や必要な事項に関することについて検討し、市長に答申する（要綱第2条）

3. 任 期

平成27年11月5日から答申日まで（要綱第4条）

4. 諮問内容

- ・本庁舎の整備の方向性に関すること
- ・その他本庁舎の整備に必要な事項に関すること

具体的な内容

（１）本庁舎整備の必要性について

現本庁舎の現状や課題、コスト、他市事例等を踏まえ、本庁舎整備の必要性について検討

（２）本庁舎の候補地について

本庁舎の候補地を検討

（３）本庁舎に必要な役割・機能、規模について

現本庁舎の現状や課題、市の組織体制、候補地等を踏まえ、本庁舎に必要な役割・機能、規模について検討

5. 会議日程(案)

日 程		会議内容
第1回	平成27年11月5日	委嘱、諮問、委員会概要、経緯・現状説明について
第2回	平成28年3月	本庁舎整備の必要性について
第3回	平成28年5月	本庁舎の候補地について
第4回	平成28年7月	本庁舎に必要な役割・機能、規模について
第5回	平成28年9月	これまでの総括
第6回	平成28年11月	答申案の検討について
	平成29年1月	答申

- ・上記は、現時点での想定スケジュールです。今後の審議状況により変更になる場合もございます。

6. 会議の進め方(案)

区分	内容
会議開催前	・当該会議開催前に事務局から委員宛に資料を事前配布
会 議	・前回会議の振り返り、確認 ・当該会議の審議事項について事務局から説明 ・当該会議の審議事項の資料に沿って事務局から説明 ・事務局からの説明に対し、委員が質問、意見 ・委員会としての意見の集約・取りまとめ ・次回会議の日程、審議事項の確認
会 議 後	・意見書（意見、提案、質問などについて自由に記述）の提出（任意）・・・次回会議で報告

- ・会議の進め方については、会議内容や審議状況に応じて柔軟に対応していきたいと考えています。
- ・本委員会は、要綱第6条第4項の規定に基づき、原則公開で行い、要約した会議録を作成するため、会議内容をテープに録音いたします。
- ・会議資料や委員名を除く会議内容を市ホームページ等で公開いたします。

7. 庁内検討組織について

(1) 名 称

『山口市本庁舎の整備に関する庁内検討委員会』

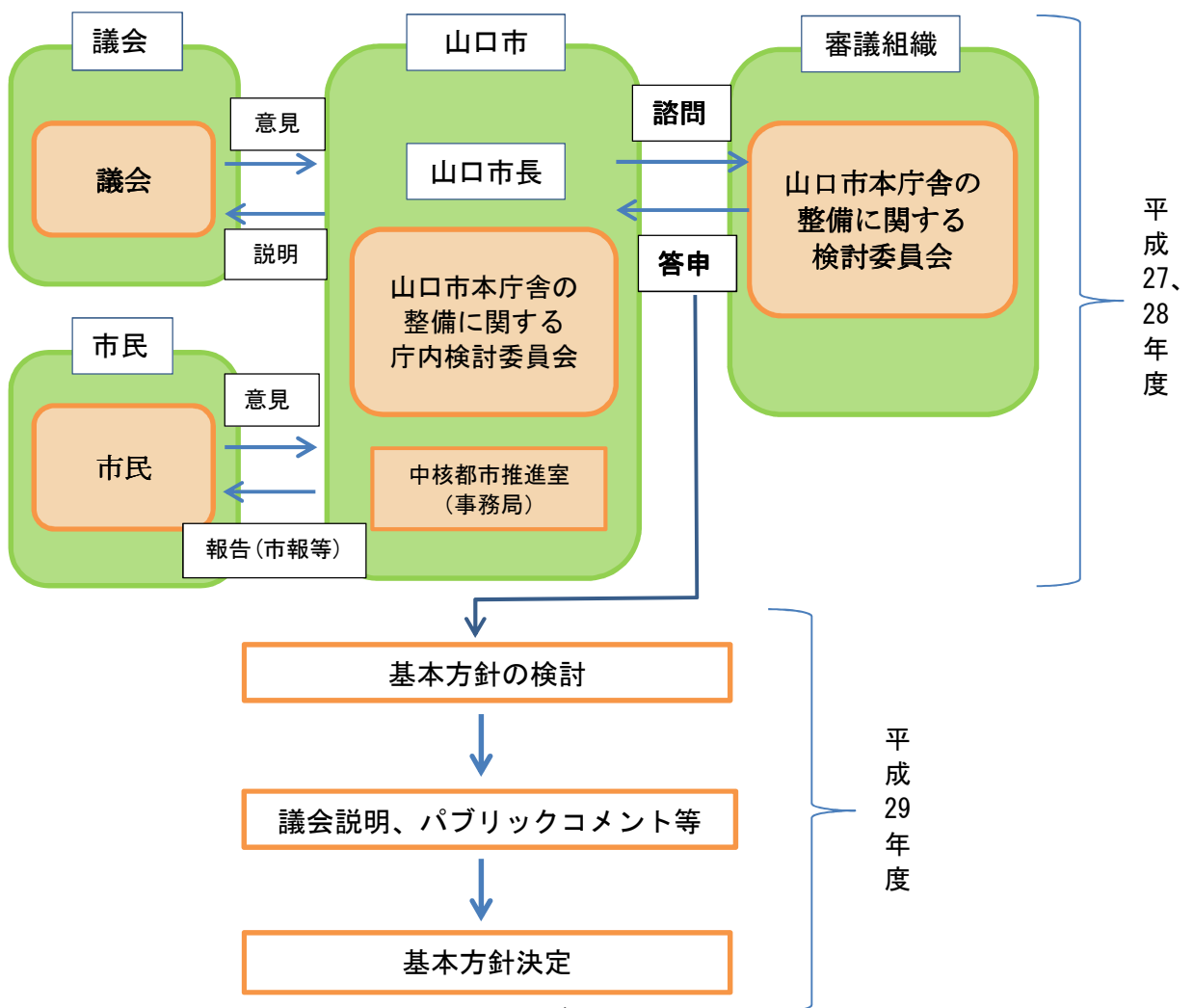
(2) 所掌事項等

- ・本庁舎の整備に関し、必要な事項を協議・検討する
- ・現在の本庁舎の現状分析・課題整理
- ・本庁舎の整備に関する基本的な方針に関すること
- ・その他本庁舎の整備に必要な事項に関すること

(3) 構 成

委 員：副市長、教育長、上下水道事業管理者、部長級職員
幹事会：関係部署の次長級、課長級職員

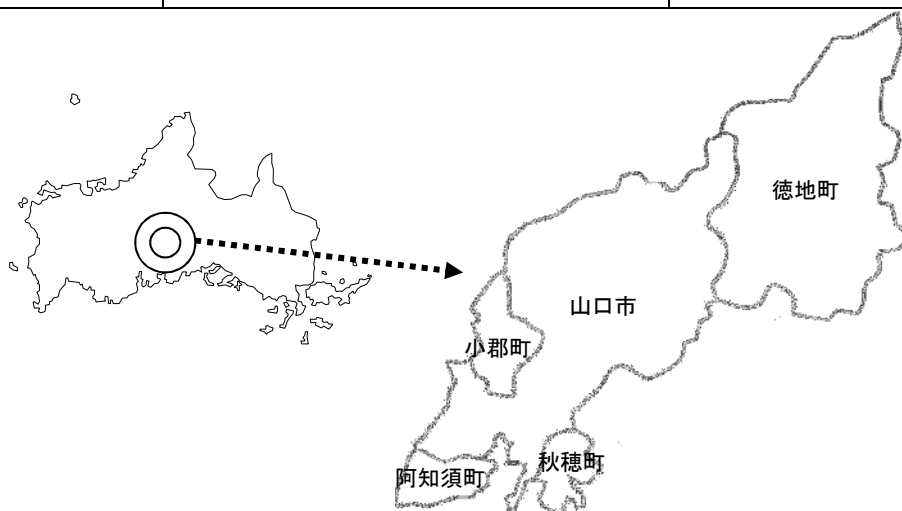
8. イメージ図について



議事（２） これまでの経緯について

1. 1市4町合併について

時期	内容	人口・世帯数・面積
平成 17 年 10 月 1 日	県央部 1 市 4 町(山口市・小郡町・秋穂町・阿知須町・徳地町)の合併により「山口市」誕生	人 口：187,360 人 世帯数：77,537 世帯 (H17.10.1 推計人口) 面 積：730.15km ²



(1) 1市4町合併協定書における新市の事務所の位置に関する項目

新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、新市発足時は現在の山口市役所の位置とする。

新市の事務所の方式は、住民サービスの低下を招かないよう、総合支所方式とし、現在の1市4町それぞれの役所及び役場に総合的な機能を持つ支所を置く。

なお、新市における将来の事務所の位置については、新市において、住民の利便性や新市の均衡あるまちづくりに配慮し、協議検討するものとする。

【附帯決議】

将来の事務所の位置については、新市発足後、速やかに新市の事務所の位置に関する審議組織を設置し、協議検討を行うものとする。

その協議に当たっては、新山口駅周辺が適地であるという意見を踏まえながら、県央中核都市にふさわしい位置を考慮し、整備については新市発足後10年を目途に審議すること。

(2) 新県都のまちづくり計画（抜粋）

第3章 まちづくりの基本方針

6 地方自治の方針

新市は、各市町のこれまでのまちづくりの歩みを尊重し、文化や伝統を守り、各地域の自主性を重視した地域自治・住民自治の仕組みを構築し、住民が住みよさを実感できる地域社会を築きます。そして、全体として、個性豊かな地域が結合した多様性のある都市を形成します。

(1) 住民自治の新たなルールづくり

新市では、各地域で住民自治が確立し、それぞれの地域の意見が行政施策へ反映され、地域振興が図られることを目的に、地域自治・住民自治の新たなルールづくりを進めます。

(2) 地域自治・住民自治の拠点づくり

地域ごとの自主性を重視した住み良い地域社会づくりを進めるため、各地域で住民自らが自治活動や地域振興を行う拠点として、また、住民への様々なサービスの提供や住民自治を補完する行政機能（総合支所）として、「地域自治センター」を整備します。

行政機能については、行政管理センター（本庁）が、企画、財政、総務、各部門政策などの新市の全域に関わる業務を担い、地域自治センター（総合支所）は、これまで役所や役場で行っている行政サービスを担うとともに、これまで以上に、きめ細やかなサービスの提供や、住民自治組織との連携を強化し、住民主導による地域づくりを推進します。

第6章 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性に十分配慮し、地域特性や地域バランスを考慮しながら検討していきます。

また、全市的に質の高いサービスを提供するため、都市核に中核的な施設を整備し各種都市機能の高度化を図るとともに、新市の広域性に配慮し各地域における住民生活に密着した諸機能の整備充実を図り、これらをネットワークで結びます。特

に行政分野においては、新市の全域に関わる業務を担う行政管理センターと、住民へのさまざまなサービスの提供や地域自治を補完する地域自治センターを有機的かつ緊密に結ぶことで、ネットワーク型の自治を実現します。

なお、新たな公共的施設の整備に当たっては、財政状況を踏まえて事業の効果や効率性について十分検討するとともに、民間活力の導入や既存施設の有効利用・相互利用などを総合的に勘案し、効率的な整備に努めます。

2. 阿東町との合併について

時期	内容	人口・世帯数・面積
平成 22 年 1 月 16 日	阿東町と合併	人 口：197,209 人 世 帯 数：84,567 世帯 (H22. 2. 1 推計人口) 面 積：1,023.23km ²



(1) 山口・阿東新市基本計画（抜粋）

第7章 公共的機能の適正配置について

広域化する新市において、都市部と周辺農山漁村地域の一体的な振興と、それぞれの地域特性に応じた発展を図るため、公共的機能の適正配置を図っていきます。

公共的機能の適正配置については、全市的、広域的に質の高い公共サービスを提供するため、都市核に中核的な公共的機能の整備・集約化を図り、地域核においては、都市核機能を補完し、住民生活を支える公共的機能の整備、充実を図ります。

加えて、「人」と「人」との結びつきを強め、公共交通や情報ネットワーク等の都市核と地域核を結ぶネットワーク機能を強化することにより、住民ニーズに沿った効果的・効率的な公共サービスが提供できる環境を整備していきます。

また、行政機能においては、福祉・医療、経済、公共交通など各分野間の連携がしっかり図れるよう、新市全体を総括する調整機能とともに、住民自治を中心とした地域における地域内分権機能の双方の強化を図っていきます。そのために、総括調整機能と地域内分権機能の役割を明確にするとともに、地域自治の拠点である「地域交流センター」に権限や財源等を委譲し、地域の課題は地域が決定できるシステムを構築し、地域の個性が最大限発揮されるまちづくりを展開していきます。

なお、公共的施設等の新たなハード整備については、都市の成長エンジンとなりうる施設と住民に身近なサービス等を提供する施設等の役割を整理する中で、上記の視点をはじめ、今後の人口動態や財政状況を踏まえ、事業の効果について十分検討するとともに、民間活力の導入や既存施設の有効利用・相互利用などを総合的に勘案し、効率的な整備に努めます。

3. 山口市総合計画（後期まちづくり計画）について

平成 19 年 11 月に合併後の長期的なまちづくりの方向性を示す計画として山口市総合計画（平成 20 年度～平成 29 年度）を策定。平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間を計画期間とする「山口市総合計画後期まちづくり計画」を策定し、以下のように位置づけている。

第 8 章 公共的機能の適正配置と公共サービスのあり方等

（1）行政機能のあり方について

①本庁機能について

本庁機能をはじめとする行政機能については、広域化した市域の統治のあり方、道州制など地方分権の進展を踏まえ、本庁機能の定義や、規模等を整理し、検討するものとします。

本庁の位置については、1 市 4 町の合併協議時の附帯決議に基づき、後期計画期間内において、審議組織を立ち上げることとします。

4. 本庁舎に関する市議会における議論(一部)

平成25年第5回定例会(12月議会)

【質問要旨】

3期目を迎えられた渡辺市長にぜひともお取り組みをいただきたい点がございまして、それは新市事務所の建設についてであります。これまでも新市事務所の建設の必要性は何度も訴えをしてまいりました。

渡辺市長には、合併時の決議を大変に重く受けとめていただいている中で、山口総合支所の老朽化や道州制あるいは広域県央中核都市形成の視点からも、そろそろ市役所本庁舎の建設に着手するべきだと考えております。

本年6月議会においても、2期目の総括と3期目の抱負として、合併後の新市事務所の建設について市長に質問をいたしております。

その内容は、新市事務所の位置や建設時期について、合併協議会の決議に対する市長の見解を求めたところでございます。

市長は、合併協議会の決議を重く受けとめているとされた上で、行政機関のあり方や道州制の進捗、あるいは本市の都市づくりの進捗状況などを踏まえ、総合的な視点から後期まちづくり計画の中において審議する必要があるという趣旨の答弁をされております。

全く異論のあるところではございません。そこで、市長3期目の間には後期総合計画の期間も満了を迎えることも重なり、新市事務所の建設について検討委員会を設置すべきだと考えておりますが、現段階における市長のお考えをお伺いしたいと思います。

【答弁】

新市の事務所の建設についてのお尋ねでございますが、新市の事務所の位置につきましては、道州制の議論や地方分権の方向性などの本市を取り巻く環境の動向を見きわめますとともに、本市における山口、小郡の両都市核づくりを初めといたしました広域県央中核都市づくりが目に見える形となり、市民の皆様の御意向が現実的な議論となる状況の中で進めてまいりたいと、こうした旨をこれまでも申し上げてきたところでございます。

御案内のとおり、後期まちづくり計画におきましては、1市4町合併協定書の附帯決議における新山口駅周辺が適地であるという意見を踏まえながら、県央中核都市にふさわしい位置を考慮し、審議するとともに、後期まちづくり計画の計画期間内における本庁舎に関する審議組織の立ち上げにつきまして記述をしているところでございます。

したがいまして、私といたしましては、新たな今任期のうちに審議組織を設置いたしまして、本庁機能の定義や規模、庁舎位置などの行政機構のあり方や方向性につきまして、道州制等の進捗、地方分権の受け皿としての本市の都市づくりの進捗や地方定住のあり方、そして、市民の皆様の御意見などを踏まえた検討と幅広い審議を行ってまいりたいと考えております。

平成26年第4回定例会（9月議会）

【質問要旨】

山口・小郡都市核の都市機能についてお伺いします。7月8日の新聞報道で、渡辺市長のインタビュー記事が大きく掲載されていました。その記事では、庁舎の建てかえ問題が大きく取り上げられていました。

記事によりますと、渡辺市長は、山口と小郡の都市核は、それぞれ別の歴史や特徴を持つ地域であり、また、新山口駅の北側は、新庁舎を建設するゾーンではないと個人的には感じていると述べられておられます。

また、小郡地域は、交通インフラ網を生かしたビジネス地区として、県庁とともに歩んできた山口都市核は文教面での強みがあると答えておられます。

まず、これらの山口都市核・小郡都市核の2つの拠点の方向性を来年の11月ごろまでに固めてから議論を進めたいというお考えを示されているところでもあります。1市4町の合併から既に9年が経過をいたしました。

途中、阿東町とも合併をし、まちの形も変わってまいりましたが、この9年の間で、山口都市核と小郡都市核の役割分担による県央中核都市としての山口市の形成もできつつあると感じております。

(略)

そこで、改めてお尋ねいたします。山口と小郡の両都市核が有するそれぞれの基本的な特性については、新庁舎建設の議論に大きく影響してくると思われられますが、両都市核づくりの方向性について市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。加えて、本庁建設に係る審議会が組織されると思いますが、この審議会について、開始時期や審議の方法等について、現時点での市長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

【答弁】

次に、山口・小郡都市核の都市機能についてでございます。

議員御案内のとおり、本年7月に新聞報道されました記事の主題に当たりましては、広域県央中核都市づくり、とりわけ山口・小郡の両都市核づくりにつきまして、これまで市議会や市民の皆様方に申し上げてまいりました内容を踏まえ、私の考えを申し上げたところでございます。

両都市核づくりの方向性につきましては、先ほど山口都市核づくりにおける都市のストックをより高める方向性、小郡都市核づくりにおける県全体の玄関としての機能を新たに生かす方向性を申し上げたところでございます。

こうした方向性のもとで、両都市核づくりの各事業に取り組んでいるところでございまして、まず、中心市街地の再生整備につきましては、現在、第2期の中心市街地活性化基本計画の取り組みが始まっております。公設川端市場跡地の一の坂川交通交流広場の整備、各地区における優良建築物等整備事業や市街地再開発の取り組みが着実に進んでいるところでございます。

また、大内文化ゾーンにおきましては、町並みの修景整備、創造的歴史公園としての菜香亭周辺の広場整備、そして、十朋亭等を含めた一体的な周辺整備などに着手をしたところでございます。

さらに湯田温泉につきましては、湯田温泉駅の周辺整備、各通り、バス停、足湯の整備等を進めてまいりました。また、現在、中原中也記念館に隣接した湯田温泉観光回遊拠点施設の整備や何遠亭の整備を含む井上公園の整備も進捗しておりまして、湯田温泉まちなか整備事業につきましても、平成27年度からは第2期の整備を検討しているところでございます。

小郡都市核につきましては、現在、県の玄関としての新山口駅ターミナルパーク整備が進んでおりまして、本年3月には橋上駅舎の一部が供用開始され、南北自由通路や表口駅前広場も平成28年度の完成を目指して工事が進んでおります。また、駅北重点エリアにつきましては、これまでも申し上げてまいりましたとおり、庁舎機能の配置というような機能構成ではなくて、新たなビジネス街としての空間形成を進めていくことと
しているところでございまして、このような形で山口・小郡の両都市核という2つの拠点におけるまちづくりの方向性を今後とも維持し、固めてまいりたいと考えております。

さて、こうした整備方針に基づく両都市核の進捗状況と、さらには、人口減少時代におきますところの国の地方都市や都市圏の形成に向けての将来設計が示されつつある状況を鑑みますと、本市の将来の行政機構のあり方や、都市機能、都市計画を踏まえた庁舎建設を総合的に議論する時期を迎えていると考えておりまして、そのための有識者、地域代表者、各種団体、経済界等多くの関係者による審議組織を立ち上げるための検討を進めてまいりたいと考えております。具体的な時期につきましては、両都市核づくりに関連する事業の進捗状況や国の地方創生の動向等にもよりますが、平成27年度中には審議組織を立ち上げられるよう必要な準備を進めておくよう関係部局に対し指示をいたしているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

平成27年第3回定例会（9月議会）

【質問要旨】

現本庁舎は老朽化等により建替えの時期に来ています。また、合併後の10年において、まちづくりの方向性や都市核の将来の姿も明らかになってきました。新たな本庁舎建設については、合併協議の場や、その後の議会などにおいて熱心な議論がされています。

市長も、新たな本庁舎建設に向けた議論を開始する環境が整ったとの認識を示され、平成29年には建設に向けての基本方針を示すとの議会答弁もされており、議会においても有意義な議論をしていかなければならないと考えています。

そこで、新たな本庁舎建設に関するスケジュールや審議組織の内容、建設にあたっての財源などについて改めて確認いたしますとともに、将来の山口市にとってどうあるべきか、市長の基本的な考え方についてお伺いします。

【答弁】

本庁舎につきましては、最も古い部分で建設後50年以上経過するなど老朽化が進み、安全性の面からの対策も必要な状況でございます。

さらに、人口減少時代における地方都市や都市圏の将来の姿が国において示され始めた状況や、山口都市核、小郡都市核の都市基盤整備をはじめとした広域県央中核都市づくりが目に見える形となり始めた状況などから、本庁舎の整備方向の議論を進める環境が整ってきたと考えているところでございます。

(略)

そして、11月には、本庁舎整備に関する審議組織として、「(仮称)山口市本庁舎の整備に関する検討委員会」を設置いたしまして、その検討を本格的に開始してまいりたいと考えております。

審議組織の内容でございますが、本庁舎の整備は今後の本市の長期的な発展を見据えた重要なプロジェクトでありますことから、御審議いただく委員につきましては、幅広い分野の皆様にご参画をいただきたいと考えております。具体的には市内21地域からの地域代表者や経済、教育、福祉、医療、市民活動などの団体関係者、さらには大学や都市計画、防災、建築の専門家といった有識者など、40人程度の委員構成を検討しております。現在その調整を行っているところでございます。

次に、審議内容及び審議期間についてでございますが、本庁舎の規模、本庁舎に求められる役割や機能、建設候補地など本庁舎の整備の方向性に関することにつきまして諮問させていただき、1市4町合併協定書における新市の事務所の位置に関する記載やその附帯決議、合併後の本市のまちづくりの進捗や平成22年の阿東町との合併、さらには、今後の本市の長期的な発展を見据えた行政機能や配置のあり方などを踏まえながら、平成28年度にかけて御審議を賜った後に、答申をいただきたいと考えております。

(略)

今後の審議結果を踏まえまして、市民の皆様や市議会の御意見を賜りながら、平成29年度には、本庁舎の整備に関する基本方針を示してまいりたいと考えております。さらに、平成30年度からを予定いたしております第2次山口市総合計画におきましても、次なる10年に向けまして、本庁舎の整備を含め、まちづくりの方向性をしっかりと描いてまいれる所存でございます。

議事（3） 行政機能の配置、山口市のまちづくりについて

1. 行政機能の配置について

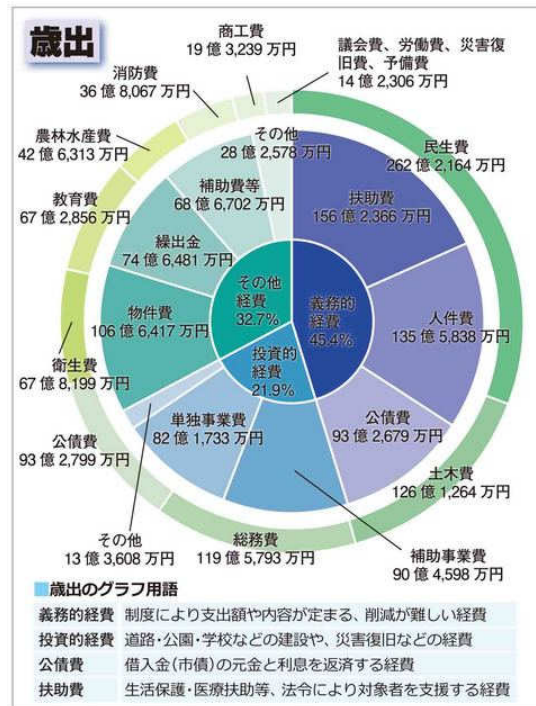
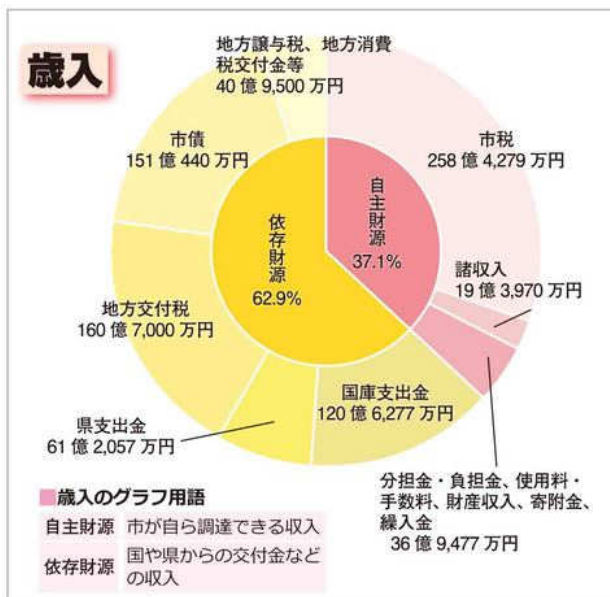
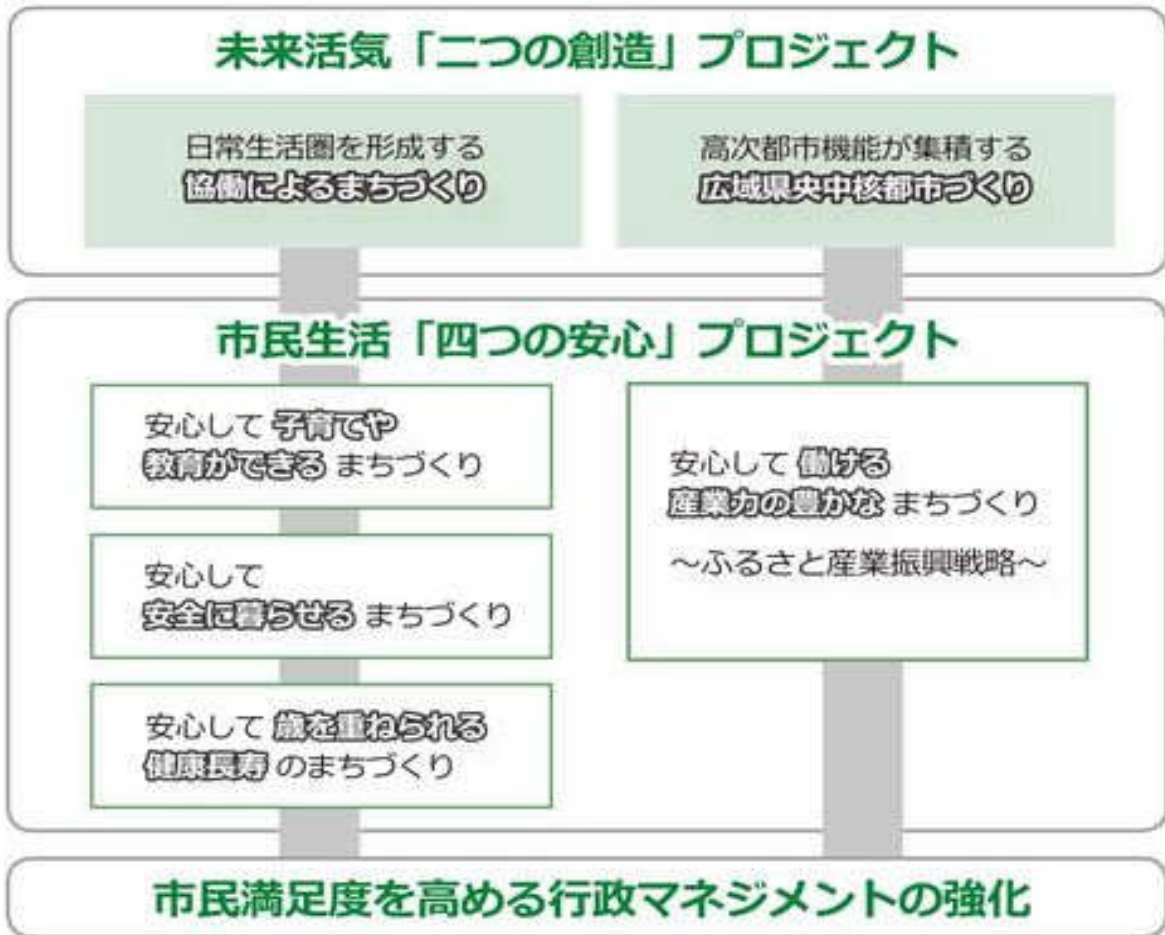


平成27年度組織体制 【全体】 11部局 5総合支所 99課 5行政委員会
 【本庁舎】 9部局 1総合支所 45課 1行政委員会

区分	全職員数	本庁舎勤務職員数
特別職	5	2
部長級	27	14
部次長級	38	17
課長級	121	47
課長補佐級	280	103
係長級	608	247
その他職員	615	155
小計	1,694	585
再任用短時間職員	70	32
臨時・嘱託職員	860	156
総計	2,624	773

※平成27年4月1日現在。全職員数の臨時嘱託職員860人には、総合支所、地域交流センター、福祉施設・教育施設等の勤務職員も含む。

2. 山口市のまちづくりについて(平成 27 年度当初予算から)



3. 計画の策定状況

計画等	年度	H17.10	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
山口市本庁舎の整備に関する 検討委員会 (H27~H28)												審議	審議 ・答申	市が基本 方針策定	H30以降は、基本方針を踏まえスケ ジュール設定			
山口市総合計画 (H20~H29)	まちづくり構想(10年)													第二次山口市総合計画				
	前期まちづくり計画(5年)						後期まちづくり計画(5年)											
山口市行政改革大綱 (H18~H29)															第二次山口市行政改革大綱			
山口市公共施設等総合管理計画 (H27~H42)																		
山口市財政運営健全化計画 (H23~H27)																		
山口市定員管理計画 (H22~H29)																		

議事（４） 本庁舎(山口総合支所)の現状・課題について

1. 変遷について

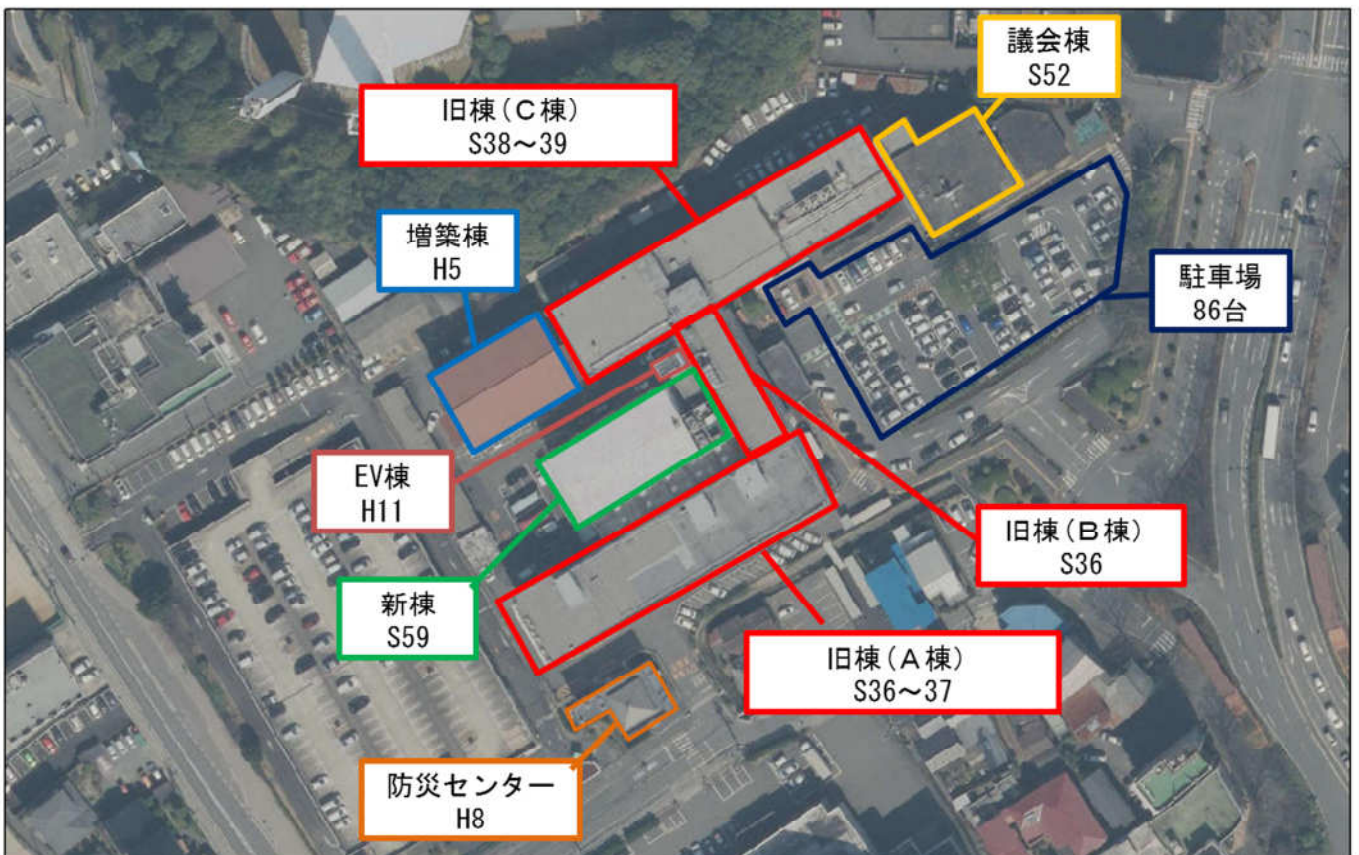
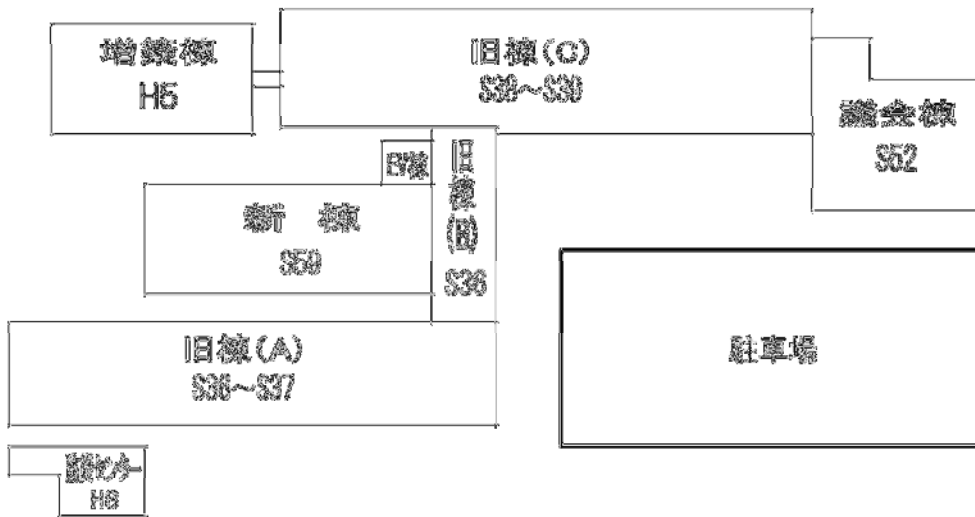
時期	内容
昭和 36～39 年	山口大学教育学部として建設
昭和 50 年 9 月	山口大学から払下げを受け、市庁舎として業務開始 (旧棟：A、B、C棟) 総事業費 476,983 千円
昭和 52 年 6 月	議会棟建設 総事業費 258,204 千円
昭和 59 年 9 月	新棟建設 総事業費 356,926 千円
平成 6 年 2 月	増築棟建設 総事業費 298,774 千円
平成 9 年 3 月	防災センター棟建設 総事業費 98,490 千円
平成 11 年 3 月	エレベーター棟建設 総事業費 161,813 千円

山口市本庁舎（山口総合支所）



2. 配置図について

本庁舎配置図



3. 建物・土地概要について(山口市亀山町2番1号)

	建築年	経過年数	法定耐用年数	全体延床面積 (㎡)	用途別延床面積 (㎡)	構造	地上	耐震診断実施の有無	耐震性の有無
本庁舎 (旧棟) (A、B、C棟)	昭和36～ 昭和39年	51～54	50	8,594.00		鉄筋コンクリート	3	平成10年 実施済	無
議会棟	昭和52年6月	38	50	1,072.00	執務室 5,334.12 会議室 890.04	鉄筋コンクリート	3	平成24年 実施	無
新棟	昭和59年9月	31	50	1,788.00	書庫・倉庫等 2,672.33	鉄筋コンクリート	3	未実施	有
増築棟	平成6年2月	22	38	1,239.00	共用部分 3,923.51	鉄骨造	3	未実施	有
エレベーター棟	平成11年3月	17	38	127.00		鉄骨造	3	未実施	有
防災センター	平成9年3月	19	50	409.00	執務室 63.00 会議室 105.00 書庫・倉庫等 78.90 共用部分 162.10	鉄筋コンクリート	4	未実施	有
計				13,229.00					

	敷地面積 (㎡)	用途地域	駐車可能台数 (市民用)	駐車可能台数 (公用車用)	駐輪可能台数 (市民用)	駐輪可能台数 (職員用)
土地	14,156.41	近隣商業地域	86台 (内身体障害者用3台)	91台	32台	182台 (内8台バイク専用)

4. 本庁舎の課題について

(1) 老朽化

①建物躯体

- ・旧棟（A、B、C棟）は、建築から50年以上を経過しており、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づく耐用年数（50年）を超えている。
- ・外壁塗装に剥落、浮きやひび割れ等が見られ、鉄筋コンクリートにもひび割れ等が見受けられる。
- ・天井吹き付けの剥離や防水シートの劣化等による雨漏りが見受けられる。

②電気設備

- ・減価償却資産の耐用年数15年を大きく過ぎている。
- ・現在の蛍光灯は消費電力を抑えることができるHf管であるが、LED照明への交換など、さらなる省エネ化が図られておらず、環境負荷が大きい。

③空調設備

- ・最も古いもので、昭和49年から昭和52年頃に設置されており、減価償却資産の耐用年数15年を大きく過ぎ、老朽化が著しい。
- ・年に数回、故障が起きているが、交換部品の在庫が無いため、中古品や代替品を探すなど、年々修理が困難になってきている。
- ・製品が古いため、最近の機種と比較した場合、省エネ効果が低く、環境負荷が大きい。

④給排水設備

- ・耐用年数15年を大きく過ぎており、老朽化が激しい。そのため、管詰まりなどが生じた場合、管自体が作業に耐えることが出来ず、修繕できない可能性がある。

(2) 耐震性

①耐震診断調査

耐震診断調査について、昭和36年から昭和39年にかけて建設した旧棟（A棟、B棟）を平成10年に、昭和39年に建設したC棟および昭和52年に建設した議会棟を平成24年に実施した。

耐震改修における耐震性能向上の目標値は、 I_s 値0.6以上とすることになっているが、耐震診断による本庁舎（旧棟・議会棟）の I_s 値は、下記表のとおりである。旧棟の1階・2階と議会棟の1階の I_s 値は、0.6以下となっており、地震の震動及び衝撃に対して、倒壊又は崩壊する危険性がある。

I_s 値	内容
0.6 以上	倒壊、又は崩壊する危険性が低い
0.3 以上 0.6 未満	倒壊、又は崩壊する危険性がある
0.3 未満	倒壊、又は崩壊する危険性が高い

※ I_s 値とは：耐震性能は、 I_s (I_s 値) = 構造耐震指標で表され、この数値が大きいほど耐震性が高いとされている。一般的には、震度6強から7程度の規模の大地震発生時に安全であると考えられているレベルが0.6に設定されている。およその目安で0.6以上あれば倒壊等の危険性は低いということであり、それを下回った場合は、倒壊する危険性があるとされている。

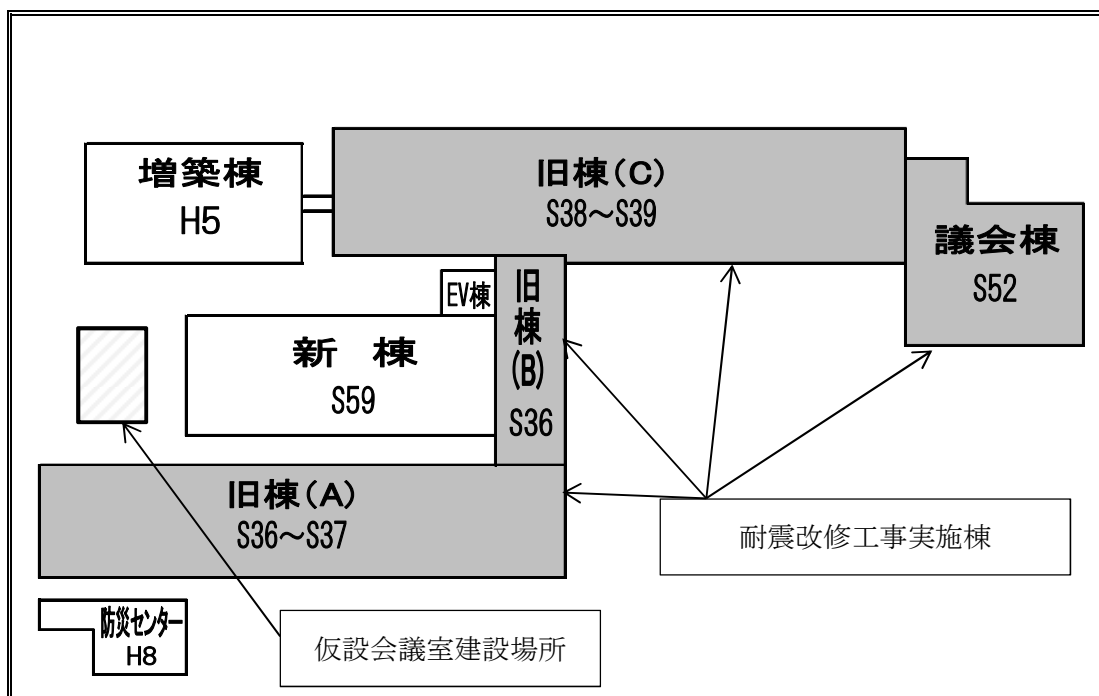
診断結果 (I_s 値)

通称		1 F	2 F	3 F
旧棟 (A)	X 方向 (東西)	0.27	0.46	0.78
	Y 方向 (南北)	0.76	0.80	1.34
	耐震性	×	×	○
旧棟 (B)	X 方向 (東西)	0.54	0.61	1.34
	Y 方向 (南北)	0.35	0.56	1.01
	耐震性	×	×	○
旧棟 (C)	X 方向 (東西)	0.49	0.46	0.62
	Y 方向 (南北)	1.24	1.28	1.98
	耐震性	×	×	○
議会棟	X 方向 (東西)	0.73	0.90	1.99
	Y 方向 (南北)	0.58	0.66	1.17
	耐震性	×	○	○

②耐震改修工事の実施

耐震診断結果を踏まえ、本庁舎のうち旧棟(A～C棟)及び議会棟を対象に、耐震補強工事とそれに伴う執務スペースの移動、仮設会議室の建設等の一連の工事を平成27～28年度に実施。

庁舎の長寿命化を図るものではなく、来庁される市民の皆様と職員の安心安全の確保を目的に、必要最小限の工事を実施するもの。



(3) 狭あい化

①行政サービス

- ・ 窓口機能が分散している。
- ・ 3、4月など来庁者が多い時期は、待合スペースや相談スペースなどが十分に確保されない場合がある。
※住民票などの交付等について、休日受付や時間外受付等を実施し、サービス向上、混雑緩和に取り組んでいる。

②執務スペース

- ・ 執務スペースの確保のため、分庁化が進んでいる状況である。
本庁舎から移転した部署（一部）
→環境部関係、教育委員会、下水道関係課、監査委員事務局、選挙管理委員会など
- ・ 平成17年の合併時と比較し、本庁への機能集約化に伴い100人以上職員が増加している。
- ・ 会議室の利用頻度は多いが、事務量の増加等により会議室を執務室に変更するなど、会議室の確保が十分でない。また、災害時は、第10・第11会議室を災害対策本部として使用している状況である。
- ・ 事務量の増加や権限委譲、それに伴う保管文書の増加などにより、執務スペースや公文書庫の確保が困難な状況である。

参考

- ・ 現在の本庁舎の延床面積 13,229 m²
- ・ 総務省起債事業算定基準をもとに算定した延床面積 19,661 m²
- ・ 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準をもとに算定した延床面積 . . 18,548 m²

(4) 駐車場

- ①来庁者用駐車場 86 台分あるが、季節や曜日、時間帯によっては十分ではない。
- ②混雑時は一時的に駐車場枠以外の区画も使用して対応している。
- ③駐車場の形状から渋滞が起きやすい。
- ④必ず正面玄関前を車両が通過することになるので、通行者の安全確保が必要（横断歩道設置済）。



参考

- ・平成 27 年 4 月 1 日～9 月 18 日間の開庁日 118 日のうち、一時的でも満車状態になった日数
 - 午前：52 日／118 日（44%）
 - 午後：67 日／118 日（57%）
- ・他都市実態調査のうち人口 10 万人～20 万人の自治体の平均駐車台数 146 台

(5) バリアフリー化

エレベーターの設置、多目的トイレ設置、スロープや手すりの設置、段差解消などバリアフリー化に取り組んでいる。

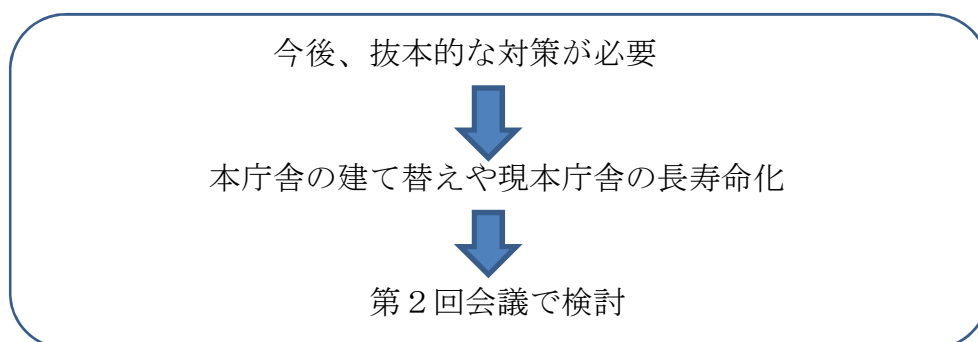
なお、本市では、市全体の一体的かつ総合的なバリアフリーの推進のため「山口市バリアフリー基本構想」を平成 21 年に策定し、新山口駅周辺地区を重点整備地区としているが、現在、市役所を含む山口駅周辺地区もバリアフリーの重点整備地区として基本構想の策定を検討中。

(6) 情報化対策

- ①業務の新たな電算化等に伴い、サーバ室への設置機器が増加傾向にあり、設置スペースや空冷の不足が懸念される。
- ②災害対策や進入防止の観点から、サーバ室は2階以上に設置することが望ましいとされているが、現在は増築棟1階に設置している。
- ③執務室の増設や変更等に伴い、都度LAN配線を継ぎ足しているため、経路が複雑化しており、不通時の原因特定や解消に時間を要する懸念がある。
- ④LANや電源等を床下に収納できるOAフロア化されていない執務室がほとんどであり、配席レイアウトに支障するほか、断線のリスクも高くなっている。(OAフロア化済：新棟3階、増築棟のみ)

まとめ

項目	内容
(1) 老朽化	建物、設備ともに老朽化が進み、今後も改修が必要
(2) 耐震性	旧棟、議会棟は「耐震性なし」(H28 耐震工事実施予定)
(3) 狭あい化	窓口機能分散化。待合スペースや執務スペース、会議室不足、分庁化
(4) 駐車場	時期や時間帯によっては、満車状態になったり、駐車待ちで渋滞が生じる場合がある
(5) バリアフリー化	完全なバリアフリー化には至っていない
(6) 情報化対策	OAフロア化ができず、断線リスクもある



第2回会議について

1. 日 時：平成28年3月17日（木）14時～（2時間程度）
場所：調整中
2. 主な審議内容：本庁舎整備の必要性について

その他

山口市本庁舎の整備に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本庁舎の整備に関し、必要な事項を調査・検討するため、山口市本庁舎の整備に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討し、市長に答申する。

- (1) 本庁舎の整備の方向性に関すること。
- (2) その他本庁舎の整備に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員50人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 公共的団体等から選出された者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から市長の諮問に対し、委員会が答申する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 第3条に定める委員がやむを得ない理由により委員会を欠席する場合、会長は、当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 会議は、公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障があると認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、総合政策部中核都市推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年9月24日から施行する。
- 2 この要綱による最初の委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

山口市本庁舎の整備に関する検討委員会 委員

(敬称略)

番号	区分	団体等	氏名
1	市 民	市民委員	原田 郁夫
2		市民委員	板垣 幸男
3		市民委員	川尻 雅男
4		市民委員	徳重 忠治
5		市民委員	山根 康夫
6		市民委員	森近 慎治
7		市民委員	岡野 公紀
8		市民委員	吉村 哲明
9		市民委員	渡邊 彰久
10		市民委員	岡本 宣幸
11		市民委員	米倉 一夫
12		市民委員	吉富 滋浩
13		市民委員	松尾 征二
14		市民委員	佐分利 隆
15		市民委員	岡本 敏
16		市民委員	伊藤 博
17		市民委員	野島 義正
18		市民委員	松田 治登
19		市民委員	松崎 恒雄
20		市民委員	中村 浩美
21		市民委員	山田 好男
22	公共的 団体等 関係者	山口市自治会連合会 会長	清水 力
23		山口商工会議所 専務理事	上野 省一
24		山口県央商工会 事務局責任者	渡邊 元司
25		山口青年会議所 副理事長	松浦 聖寿
26		吉南青年会議所 副理事長	吉本 貴之
27		山口観光コンベンション協会 理事長	大庭 達敏
28		山口中央農業協同組合 代表理事組合長	山下 信雄
29		山口中央森林組合 代表理事組合長	戸田岸 巖
30		樫野川漁業協同組合 代表理事組合長	沖 正雄
31		株式会社 山口銀行 専務取締役山口支店長	原田 勉
32		山口市PTA連合会 副会長	深田 奈津子
33		山口市社会福祉協議会 会長	原 昌克
34		山口市民生委員児童委員協議会 会長	野々村 壽代
35		山口市医師会 会長	吉野 文雄
36		吉南医師会 会長	田村 正枝
37		山口市連合婦人会 会長	松永 君子
38		嘉川子育て支援連絡組織“みらい”代表	山村 正子
39		特定非営利活動法人山口せわやきネットワーク 代表	児玉 頼幸
40		学識 経験者	山口大学 副学長
41	山口県立大学 副学長		岩野 雅子
42	山口大学大学院 理工学研究科 教授		鵜 心治
43	山口大学大学院 理工学研究科 准教授		瀧本 浩一
44	一般社団法人 山口県建築士会 会長		松田 悦治

